

# 日本語文における〈再帰性〉について

——構文論的概念としての有効性の再検討——

天 野 み どり

## 0. はじめに

従来、動詞については様々な角度からの分類がなされているが、その一つに〈再帰動詞〉と呼ばれる一類を分ける試みがある。本稿では、この〈再帰動詞〉について、それを一類として特立することの有効性を検討する。言い換えれば、この一類の動詞を特立するために新たに設定される〈再帰性〉という概念が、どのような言語事象を説明するのに有効であるのかを再検討するのである。同時に、文のレベルで〈再帰構文〉を設定することの可否についても吟味する。

### 1. 0. 再 帰 構 文

仁田 (1982 a) は〈再帰性〉を「動作主から出た働きかけが結局は動作自身に戻って来ることによって動作が完結するといった現象を言う。」と定義している。この〈再帰性〉という意味特徴を有する構文は〈再帰構文〉と呼ばれ、例えば次のような他動詞文が属するとされている。

- (1) 彼は入浴後いつも冷水を浴びることにしている。
- (2) 子供は手を叩いて喜んだ。
- (3) 太郎がまどからくびをだした。

仁田 (1982 a) は、こうした再帰構文を二種に分ける。一つは、〈再帰動詞〉によって〈再帰性〉が保持されている文 (1)、もう一つは、〈再帰用法〉によって〈再帰性〉が保持されている文 (2) (3) である。再帰動詞とは、「動作主の働きかけが、他の存在ではなく、常に動作主自身に及ぶことによって、動作が終結する」動詞で「浴びる、かぶる、履く、着る、脱ぐ」などのようなものという。これは、動詞自体が意味特徴として〈再帰性〉を持つ場合である。他方、再帰用法とは、「典型的な他動詞がその一用法として再帰的に使われる場合」で、「ヲ格成分が、動作主に現に付随している動作主の体の一部を表す名詞類によって形成されている」という特色を持つものである。<sup>4)</sup>つまり、動詞自体には〈再帰性〉がないが、文の意味特徴として〈再帰性〉を持つものである。

しかし、こうして抽出される〈再帰性〉という概念には、事象によって違う内容が含まれている。次節からは、動詞の意味特徴としての〈再帰性〉、文の意味特徴としての〈再帰性〉の順に、この概念の表す内容を再考してみたい。

## 1. 1. 再帰動詞

再帰動詞として一般に挙げられる動詞「浴びる、かぶる、履く、着る、脱ぐ」は、移動するモノをヲ格成分とする他動詞である。そして、「浴びる、かぶる、履く、着る」はそのモノが移動する先、「脱ぐ」は移動を始める元が動作主自身であり、移動が行われることによって動作主自身の状態が変化する。この二つの特徴を満たすことは、次のような動詞でも可能である。

(4) 太郎は手袋をはめた。

(5) 花子はイヤリングを付けた。

(4)では、移動物「手袋」がヲ格成分となり、動作主「太郎」がその移動先であるし、(5)でも、ヲ格名詞の移動物「イヤリング」の移動先は動作主「花子」である。しかし、再帰動詞と呼ばれるものと「はめる、付ける」などの動詞では次の点で違う。再帰動詞は、移動の帰着点、始発点がどの場合でも必ず動作主自身であるのに対し、「はめる」や「付ける」は動作主以外のものである場合も可能なのである。

(6) 太郎は頭にベレー帽をかぶった。

(7) ?太郎は自分の頭にベレー帽をかぶった。

(8) \*太郎は次郎の頭にベレー帽をかぶった。

例文(6)が示すように、再帰動詞を述語成分とする文は移動の帰着点を表すニ格成分をとることができる。しかし、その帰着点が動作主以外のものである場合、例文(8)のように不適格な文になる。一方、「はめる、付ける」は、次の例が示すように帰着点が動作主自身であっても〔例文(9) (11)〕、動作主以外のものであっても〔例文(10) (12)〕、適格な文である。

(9) 太郎は手袋を自分の手にはめた。

(10) 太郎は手袋を次郎の手にはめた。

(11) 花子はイヤリングを自分の右耳に付けた。

(12) 花子はイヤリングを好子の右耳に付けた。

つまり、「かぶる」は帰着点が動作主自身であることが定まった他動詞であり、「はめる、付ける」は帰着点がどのようなものであるかが定まっていない他動詞であるということができる。「かぶる」の場合、例文(7)のように帰着点を表す成分に「自分の」という再帰代名詞を含むと不自然な文になってしまうのは、わざわざ「自分の」と言うことによって「自分以外のもの」の可能性を合意してしまうためである。

移動先・移動元が動作主自身であるということが動詞の語の意味として内在しているか、していないかが再帰動詞とそうでないものを分ける重要な点である。

又、村木(1986)は、再帰動詞として「(肩を)すくめる、(首を)かしげる」を入れているが、これらは帰着点・始発点が動作主自身であるという特徴を持っていない。動作の対象が常に動作主の身体部位であるものである。これは、次節で扱う再帰用法のみに用法の固定した他動詞と考える。

## 1. 2. 再帰用法

再帰動詞が動詞の意味特徴として〈再帰性〉を持っているのに対し、動詞の意味特徴としては〈再帰性〉を持っていないが、「ヲ格成分が、動作主に現に付随している動作主の体の一部を表す名詞類によって形成されて」おり、そのために文として〈再帰性〉を持っているものが仁田(1982 a)で再帰用法と呼ばれるものである。<sup>5)</sup>

(2) 子供は手を叩いて喜んだ。

(3) 太郎がまどからくびをだした。

しかし、〈再帰性〉を持たない他動詞が文の中で〈再帰性〉を獲得するのはこの場合だけではない。1. 1. で取り上げた例文(4)(5)・(9)(11)は、移動先・移動元を動作主自身の体の一部とすることにより、再帰動詞を用いた文と同じような〈再帰性〉を確保している。

(4) 太郎は手袋をはめた。

(5) 花子はイヤリングを付けた。

(9) 太郎は手袋を自分の手にはめた。

(11) 花子はイヤリングを自分の右耳に付けた。

これらも、他動詞「はめる、付ける」が一用法として〈再帰性〉を帯びる場合であるから再帰用法ということになる。

以上、再帰構文を整理すると次のようになる。

① 再帰動詞を述語成分とする文 …例文(1,6)

② 主体の身体部位を動作の対象とする文 …例文(2,3)

③ 主体の身体部位を移動の帰着点又は始発点とする文…例文(4,5,9,11)

しかし、これらの文に見られる〈再帰性〉は一様ではない。①③に見られる〈再帰性〉は移動物が主体に向かう、或は主体から離れるために主体に現れた変化を指しているが、②の〈再帰性〉は、主体の一部が動きかけを受けるために主体に現れた変化を指している。こうした違いが〈再帰性〉という概念の設定にとって無視できるものであるのかどうかは、①②③がいろいろな言語事象を足並み揃えて引き起こすものであるのかどうかの検討を行って見て明らかになることである。

以上の考察をふまえて、次章からは〈再帰性〉という概念の有効性を検討してみたい。

## 2. 〈再帰性〉とアスペクト

動詞に「テイル」が付いたときにどのような意味を表すかに〈再帰性〉が関わるということが工藤(1982)、仁田(1982 a)(1982 b)(1986)で指摘されている。

第一に、①の再帰動詞について、工藤(1982)は、他の他動詞はみな「テイル」を付けたときに基本的に動きの継続の意味を表すのに、これだけは変化の結果の継続の意味を表すという。つまり、次の例文(13)が変化の結果の継続の意味を表すということである。

(13) 母がシャワーを浴びている。

しかし、例文(13)は、文脈を持たないこのままでは動きの継続を表しているとも変化の結果の継続を表しているとも言えない。両方の解釈が同じように可能であり、どちらかの解

積が優先するわけではない。それは、

(13) 母がシャワーを直している。

が、これだけではどちらの解釈が優先するかが決められないのと同じである。再帰動詞だけが他の他動詞と違っているわけではないのである。

第二に、再帰用法の②のうち、「叩く、殴る、打つ」など対象に変化を及ぼさない動詞に「テイル」が付いた場合には、再帰用法ではない「叩く、殴る、打つ」の場合と同様に動きの継続の意味を表すが、「結う、伸ばす、剃る」など対象に変化を及ぼす動詞の場合は、再帰用法だと変化の結果の継続の意味に優先的に解釈されるということが工藤(1982)仁田(1986)で指摘されている。つまり、〈再帰性〉の有無に、「結う、伸ばす、剃る」など対象に変化を及ぼす動詞のシテイル形式の意味が左右されることになり、この点で〈再帰性〉の有効性が認められるように見える。しかし、これは正しくない。

(14) 早川氏が髻を剃っている。

(15) 床屋が(客の)髻を剃っている。

例文(14)は再帰用法の文、例文(15)はそうでない文であるが、両方とも、今まさに髻を剃っているところだ、という動きの継続の意味も、既に髻を剃り終わり、その変化の結果の状態が継続している、という意味も表し得る。〈再帰性〉があるために、例文(14)が変化の結果の継続の意味に優先的に決まるということはない。又、〈再帰性〉の無い例文(15)にも、変化の結果の継続の解釈が可能なのであるから、〈再帰性〉があるために、例文(14)が変化の結果の継続の意味を表し得るようになるということもない。<sup>6)</sup>

このように、〈再帰性〉という意味特徴を特立することが動詞のシテイル形式の意味を説明するために有効であるとは言えない。

### 3. 0. 再帰構文は自動詞構文に近いか

従来〈再帰性〉という意味特徴を取り立てることの有効性として強調されてきたことは、再帰構文が他の他動詞文と違って統語的に自動詞文に近いふるまいをする、或は再帰動詞が他動詞と違って自動詞に近いふるまいをするということである。その根拠として指摘されているものをまとめると、以下の三点になる。

1. まどもの受動文が対応しない。
2. フ格成分と動詞とが組みあわさった意味を表す自動詞に対応する(「～ヲ+他動詞」=「自動詞」)ことが多い。
3. 対応する自動詞が無く、対応する使役-他動性他動詞がある。

しかし、この三点は、いずれも再帰構文が自動詞文に近づいている、或は再帰動詞が自動詞に近づいていることの証拠とするに当たらないものである。次節から、検討を加えてみたい。

#### 3. 1. まどもの受動文が対応しないということについて

他動詞文はガ格名詞からヲ格名詞への働きかけを表すものであるから、ヲ格名詞を主体としたまどもの受動文(直接受動文)が対応するということが三上(1953)によってい

れている。しかし、仁田(1982 a)(1982 b), 高橋(1985), 村木(1986)は、他動詞文でも〈再帰性〉を持つ文はまどもの受動文と対応しないという。

- (16) 太郎は紺の背広を着ていた。 …①再帰動詞  
 (16)' \*紺の背広は太郎によって着られていた。  
 (17) 毎朝彼はシャワーを浴びる。 …①再帰動詞  
 (17)' \*毎朝シャワーは彼によって浴びられる。  
 (18) 子供が手を叩いた。 …②再帰用法  
 (18)' \*手が子供に叩かれた。  
 (19) 彼は手を盛んに振っている。 …②再帰用法  
 (19)' \*手は彼によって盛んに振られている。<sup>7)</sup>

他動詞文でありながらこのようにまどもの受動文と対応しないということは、これらの文が持つ〈再帰性〉という特徴が関与していると考え、当該の文の他動詞の「意味的なありかたが、典型的な他動詞からはずれ、自動詞に近づいていることの統語的な一つの表れ<sup>8)</sup>」である、或は「動作対象をのみこんで、自動詞化しようとするはたらきが生じる<sup>9)</sup>」ためである、などと説明されているのである。

しかし、この現象に〈再帰性〉が関与していると考えることには問題がある。というのは、次の例文のように再帰構文でありながら対応するまどもの受動文が存在する場合もあるからである。

- (20) 森尾氏の意図したのよりも若い年齢層が、よく彼のデザインした服を着ている。 …①再帰動詞  
 (20)' 森尾氏のデザインした服は、彼が意図したのよりも若い年齢層によく着られている。  
 (21) 街中の人が私のと同じ靴を履いている。 …①再帰動詞  
 (21)' 私のと同じ靴が街中の人に履かれている。  
 (22) 恵里子はベレー帽をわざと斜めにかぶっていた。 …①再帰動詞  
 (22)' (恵里子の) ベレー帽はわざと斜めにかぶられていた。  
 (23) 葉子は爪を真っ赤に塗っていた。 …②再帰用法  
 (23)' (葉子の) 爪は真赤に塗られていた。  
 (24) 石田氏は髪をいつもきれいにとかしている。 …②再帰用法  
 (24)' (石田氏の) 髪はいつもきれいにとかされている。

例文(20)~(24)'が適格な文であるとする、例文(16)~(19)'は、〈再帰性〉のために対応するまどもの受動文が成り立たないわけではないということになる。例文(16)~(19)'は、無生物をガ格成分とする受動文が一般的に受ける制約に抵触するから成り立たないのである。益岡(1982)は、無生物をガ格成分とする受動文は

- ① ある出来事の結果として物理的影響を被ったという意味を明示すること
- ② ある属性を有しているという意味を明示すること(以上昇格の動機)
- ③ 能動文の主語(動作主)を背景化すること(降格の動機)

という動機によって成り立つものであるという。例文(16)~(19)'は、このうちのどの動機

にも該当しないので無生物をガ格成分とする受動文として不適格なのである。一方、例文 (20) (21) は、動作主が不特定多数であるために、「森尾氏のデザインした服」「私と同じ靴」がある属性を有しているという意味を表しており、動機 ② によって成り立った受動文であると考えられる。又、例文 (22) (23) (24) は、動作主が現れず、動機 ③ の能動文の主語（動作主）を背景化することによって成り立った受動文であると考えられる。

少なくとも再帰構文が〈再帰性〉ゆえにまともな受動文と対応しないということには疑問が多く、従って、この現象を根拠として自動詞文に近づいているとする解釈には従い難い。

### 3. 2. 「～ヲ+他動詞」=「自動詞」となるものが多いことについて

高橋 (1985) は、再帰構文は「述語が補語といっしょになって、動作主体の動作をあらわしている。いわば、両方がくみあわさって自動詞相当になっている。」と述べ、

手をあげる=拳手する あたまをたれる=うなだれる ぼうしをぬぐ=脱帽する  
というような、自動詞との対応が多いことがその裏付けであるとする。

しかし、この解釈には承服できない。次のように、再帰構文に関与する他動詞でなくても似た意味の自動詞が対応するからである。

(25)	本を <u>読む</u> 。	/	(25')	<u>読書する</u> 。
(26)	<u>火を消す</u> 。	/	(26')	<u>消火する</u> 。
(27)	<u>人を殺す</u> 。	/	(27')	<u>殺人する</u> 。

「本を読む」「火を消す」「人を殺す」は〈再帰性〉という特徴を持たないのであるから、〈再帰性〉が関与して「ヲ+他動詞」が自動詞相当になるということとはできない。似た意味の自動詞が対応するかどうかは、ヲ格名詞と動詞との結び付きが強いかどうかに関わっていると思われるが、その結び付きの強さに〈再帰性〉は関係がないのである。<sup>11)</sup>又、「ヲ+他動詞」と類似の意味を表す自動詞があるからといって、それを自動詞相当であるとするなら、「本を読む」「火を消す」「人を殺す」も自動詞相当と言うことになり、さらに、「動作+その対象」という意味構造を持つ漢語自動詞の数だけ、自動詞相当の他動詞があることになってしまう。又、「殺馬する」という自動詞は無いので、「人を殺す」は自動詞相当であるが「馬を殺す」は自動詞相当ではないということになってしまうが、「人を殺す」と「馬を殺す」の間にそのような違いを設けることが文法記述にとってどれだけ有効なのか疑問である。「ヲ+他動詞」と同じ意味を表す自動詞が多いからといって、それが自動詞化していることの根拠にならないことは明白である。

### 3. 3. 対応する自動詞が無く、対応する使役—他動性他動詞があるということについて

これは、再帰動詞が自動詞に近づいているということの根拠として仁田 (1982 a) で挙げられているものである。再帰動詞「浴びる、かぶる、履く、着る、脱ぐ」には対応する自動詞が無い。しかし、このうち「浴びる、かぶる、着る」には「浴びせる、かぶせる、着せる」という使役—他動性他動詞が対応する。この対応の仕方が、例えば自動詞「立つ」

に他動詞「立てる」が対応するのと平行的だというのである。そして、その平行性が〈類的意義〉——この場合には〈自動性〉——の点で再帰動詞と自動詞が共通していることの表れだという。

	自動詞	他動詞	使役—他動性他動詞
a	—	<u>浴びる</u> (再帰動詞)	浴びせる
b	<u>立つ</u>	立てる	—
c	かぶさる	かぶる (再帰動詞)	かぶせる

自動詞を、対応する他動詞との関係において、要求する成分がそれより一つ少ない動詞であるというように規定し、「浴びる、かぶる、着る」も「浴びせる、かぶせる、着せる」との関係において相対的に〈自動性〉を持つとする考えであるといえよう。しかし、aの「浴びる」とbの「立つ」を同類と考えるのは、cの「かぶる」と「かぶさる」の区別を無視するのと同じ事である。仁田(1982 a)の考えに従えば、「かぶる」は「かぶせる」よりも一つ要求する成分が少ないので〈自動性〉を持つとしなければならない。一方、「かぶさる」は「かぶる」に対して〈自動性〉を持つ。しかし、「かぶる」と「かぶさる」を同じ自動詞とすることはできない。「浴びる—浴びせる」の関係は、「かぶさる—かぶる」の関係に平行なのではなく、「かぶる—かぶせる」に平行なのである。

「浴びる、かぶる、着る」と「浴びせる、かぶせる、着せる」は、帰着点が動作主自身に限られているかいないかの違いを持つものと思う。1. 1. で述べたように、再帰動詞ではない他動詞の場合、帰着点が動作主自身である場合も動作主以外である場合も一つの他動詞で表し、両者の区別は帰着点を表す成分を補うことによってつけている。

- (9) 太郎は手袋を自分の手にはめた。
- (10) 太郎は手袋を次郎の手にはめた。
- (11) 花子はイヤリングを自分の右耳に付けた。
- (12) 花子はイヤリングを好子の右耳に付けた。

一方、「浴びる、かぶる、着る」は帰着点が動作主自身である場合しか表せない。

- (6) 太郎は頭にベレー帽をかぶった。
- (7) ?太郎は自分の頭にベレー帽をかぶった。
- (8) \*太郎は次郎の頭にベレー帽をかぶった。

では、「浴びる、かぶる、着る」という動詞で表される動きの帰着点が動作主以外の場合にはどのように表すか。それが次の例文であろう。

- (28) 太郎は次郎の頭にシャワーを浴びせた。
- (29) 太郎は次郎の頭にベレー帽をかぶせた。
- (30) 太郎は次郎に洋服を着せた。

「浴びる、かぶる、着る」と「浴びせる、かぶせる、着せる」は、自動詞「はまる、付く」と他動詞「はめる、付ける」との対応に平行しているのではなく、他動詞「はめる、付ける」の二つの用法、つまり、①動作の帰着点が動作主自身である場合と、②動作の帰着点が動作主以外のもの場合の二用法の対応に平行していると考えるべきである。

又、残りの再帰動詞「履く、脱ぐ」にはこのような使役—他動性他動詞が無いので、使

役の助動詞「(さ)せる」をつけた「履かせる、脱がせる」がこの役割を果たしている。

自動詞	他動詞	
立つ	立てる①	立てる②
はまる	はめる①	はめる②
付く	付ける①	付ける②
――	浴びる	浴びせる
かぶさる	かぶる	かぶせる
――	着る	着せる
――	履く	(履かせる)
――	脱ぐ	(脱がせる)

### 3. 4. 自動詞文に近い他動詞文

以上の考察から、再帰構文が自動詞文に近いということの根拠は無くなった。他の他動詞文と違って自動詞文のようなふるまいをするということが無いのであるから、そのために〈再帰性〉という概念を特立する必要はない。

他動詞文でありながら自動詞文に近い意味を表すものとして挙げるなら、次のような文であると思う。

①) 太郎が空襲で家を焼いた。

例文 ①) は、「焼く」という他動詞を述語成分に持つ文でありながら、主体「太郎」から客体「家」への働きかけを表していない。〈太郎の家が焼ける〉という事態を引き起こしたのは「太郎」ではなく「空襲」である。例文 ①) とほとんど同じ意味は自動詞文 ②) で表されるのである。

②) 太郎が空襲で家が焼けた。

この場合、「家を焼く」という全体が「焼ける」という自動詞相当になっているのではない。例文 ①) は、再帰構文が自動詞文に近づいているといわれるときは違う意味で、自動詞文に近づいているのである。このような構文に関しては稿を改めて考えてみたい。

## 4. おわりに

従来、〈再帰性〉という概念を用いた説明が有効であると主張されてきた事象について、再検討してみた。その結果、シテイル形式の意味と〈再帰性〉との相関関係は無いこと、〈再帰性〉を持つ他動詞文が自動詞文に近づくとはいえないことが明らかになった。少なくとも、従来指摘されている言語事象に限っては、わざわざ〈再帰性〉という概念を特立する必要はなく、他の他動詞或は他動詞構文と同様に扱ってさしつかえはない。

注

- 1) 仁田義雄 (1982 a) p. 80 参照。
- 2) 例文 (1) (2) は仁田義雄 (1982 a) で、(3) は高橋太郎 (1985) で挙げられたものである。
- 3) 仁田義雄 (1982 a) p. 80 参照。

- 4) 仁田義雄 (1982 a) p. 87, p. 89 参照。
- 5) 注 4 に同じ。
- 6) 仮に工藤 (1982), 仁田 (1986) の指摘が正しいとしても, 同じ〈再帰性〉という特徴をもちながら, アスペクトの意味に関して ①の再帰動詞と②の再帰用法の動詞とが不統一な振る舞い方をすることになる。つまり, ①は, シテイル形式の意味が変化の結果の継続になり, ②は, 一部が変化の結果の継続, 他が動きの継続になるというように不統一なのである。①②共に, 同じ〈再帰性〉を与える立場では, 〈再帰性〉とアスペクトとの相関関係をいうことはできない。
- 7) 例文 (16)~(19), (16)'~(19)' は仁田義雄 (1982 a) で挙げられたものである。
- 8) 仁田義雄 (1982 a) p. 84 参照。
- 9) 高橋太郎 (1985) p. 16 参照。
- 10) 高橋太郎 (1985) p. 11 参照。
- 11) ヲ格名詞と動詞との結び付きの強さに何かが関与しているのかは改めて考えたい。

#### 引用文献

- 工藤真由美 (1982) 「シテイル形式の意味記述」『武蔵大学人文学会雑誌』13 : 4
- 高橋 太郎 (1985) 「現代日本語のヴォイスについて」『日本語学』4 : 4
- 仁田 義雄 (1982 a) 「再帰動詞, 再帰用法—Lexico-Syntax の姿勢から—」『日本語教育』47
- (1982 b) 「動詞の意味と構文—テンス・アスペクトをめぐって—」『日本語学』1 : 1
- (1986) 「格体制と動詞のタイプ」『ソフトウェア文書のための日本語処理・7』
- 益岡 隆志 (1982) 「日本語受動文の意味分析」『言語研究』82
- 三上 章 (1953) 『現代語法序説』pp. 103-105, 刀江書院。復刊, くろしお出版 (1972)
- 村木新次郎 (1986) 「ヴォイスの輪郭」『国文学 解釈と鑑賞』51 : 1

(筑波大学博士課程文芸・言語研究科日本語学)